

防災集団移転促進事業の概要

※赤字: R3法改正事項 青字: R2拡充事項

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

事業主体

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※)

※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

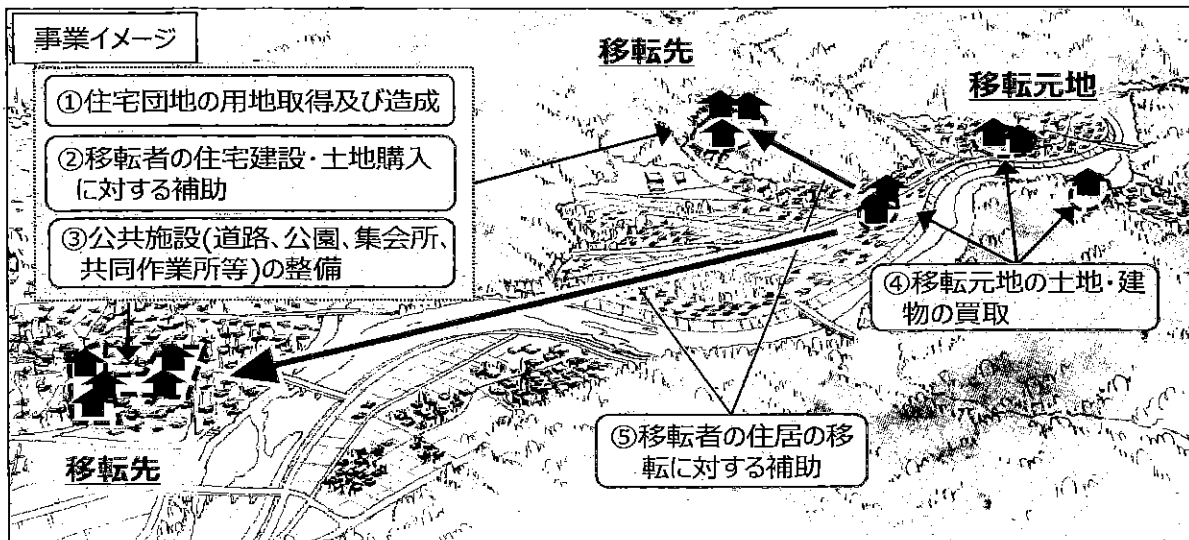
5戸以上(※)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3/4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
（関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地・建物の買取
（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1/2）

事業イメージ



補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担

国庫補助金 3/4

一般補助施設整備等事業債
(充当率90%)

元利償還の80%を特別交付税措置

■: 国の負担分 ■: 地方の負担分 50%を特別交付税措置

地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。
※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置の対象外。

出典: 国土交通省作成資料

令和4年4月21日(木) 衆議院 災害対策特別委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

東日本大震災に係る災害援護資金償還状況（全体）

令和2年9月30日時点

	支払期日 到来件数 (A)	滞納 件数 (B)	滞納件数 の割合 (B/A)	滞納金額 (C)	貸付総金額 に占める 滞納金額の 割合 (C/D)	貸付総件数	貸付総金額 (D)
青森県	42件	8件	19.0%	376万円	3.2%	51件	1億1750万円
岩手県	866件	241件	27.8%	1億2228万円	4.1%	1,164件	30億1330万円
宮城県 (仙台市を除く。)	7,470件	2,915件	39.0%	11億8722万円	6.8%	8,860件	175億6087万円
仙台市	14,095件	5,826件	41.3%	18億7878万円	8.0%	15,137件	233億5771万円
福島県	2,957件	887件	30.0%	3億4992万円	6.0%	3,167件	58億7654万円
茨城県	802件	169件	21.1%	8208万円	5.0%	861件	16億4623万円
栃木県	29件	5件	17.2%	371万円	6.3%	30件	5861万円
千葉県 (千葉市を除く。)	342件	62件	18.1%	4386万円	5.8%	384件	7億5913万円
千葉市	18件	0件	0.0%	0円	0.0%	19件	3840万円
東京都	24件	5件	20.8%	150万円	3.0%	26件	4930万円
長野県	5件	0件	0.0%	0円	0.0%	5件	910万円
合計	26,650件	10,118件	38.0%	36億7311万円	7.0%	29,704件	524億8669万円

（注1）括弧内の数値は前回調査（令和元年9月30日時点）結果。

（注2）支払期日到来件数（A）：据置期間経過後の最初の支払期日が来た債権の件数であり、完済件数を含む。免除、破産免責、民事再生免責の件数は除く。

（注3）滞納件数（B）：支払期日到来件数（A）のうち、調査時点において、支払期日に償還すべき金額が支払われていないものの件数の合計。少額償還決定したもののうち、当該少額償還計画の取決めによる支払期日に償還すべき金額が支払われていないものの件数も含む。

（注4）滞納件数の割合：支払期日到来件数（A）に占める滞納件数（B）の割合。

（注5）滞納金額：支払期日到来したもののうち、調査時点において、支払期日に償還すべき金額が支払われていないものの元金の合計額。少額償還決定したもののうち、当該少額償還計画の取決めによる支払期日に償還すべき金額が支払われていない金額を含む。

（注6）前回調査結果の一部については、内閣府への報告時に計上区分等の誤りがあったが、調査時点における滞納件数等の把握が困難であるため、公表時の件数及び金額を記載している。

出典：内閣府（防災担当）作成資料

令和4年4月21日（木）衆議院 災害対策特別委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

災害援護資金の償還の免除、債権の放棄

○ 災害弔慰金法

- 災害弔慰金法第 10 条に基づき、災害援護資金の貸付は、条例に基づき市町村が実施。
市改正
- 借受人が、(ア)死亡、(イ)重度障害、(ウ)破産手続開始の決定、又は(エ)再生手続開始の決定に該当する場合には、市町村は未償還額の全部又は一部を免除することができる。(災害弔慰金法第 14 条)
- 市町村が災害弔慰金法第 14 条に基づき免除した場合、県は市町村が免除した償還額を免除し、国は県が免除した償還額を免除する。(災害弔慰金法第 14 条)

○ 地方自治法による債権放棄

- 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、議会の議決により、権利を放棄することができる。(地方自治法第 96 条)
- 地方公共団体は、地方自治法第 14 条において、法令に反しない限りにおいて条例を定めることができるとされており、債権放棄ができる旨を条例で規定することにより、債権放棄することができる。
- 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときには、履行延期の特約を結ぶことができる。(地方自治法施行令第 171 条の 6)
履行延期の特約を締結し、履行期限から 10 年経過後に、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときには、市町村の借受人に対する債権を免除することができる。(地方自治法施行令第 171 条の 7)

○ 債権管理法による免除

- 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときには、履行延期の特約を結ぶことができる。(債権管理法第 24 条)
履行延期の特約を締結し、履行期限から 10 年経過後に、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときには、国の県に対する債権を免除することができる。(債権管理法第 32 条)

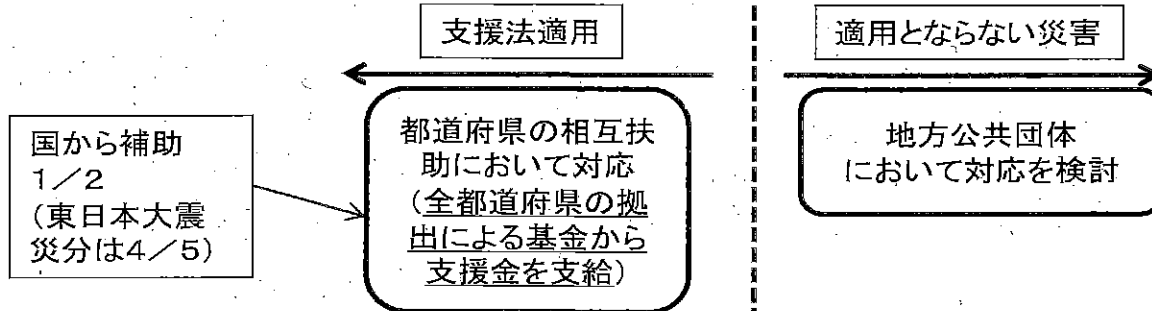
出典：内閣府 政策統括官（防災担当）作成資料

令和 4 年 4 月 2 1 日（木）衆議院 災害対策特別委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)		建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

5. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村
 (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等
 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
 (申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内
 加算支援金: 災害発生日から37月以内

出典: 内閣府作成資料

令和4年4月21日(木)衆議院 災害対策特別委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

多様な居住形態の確保

- 家屋の損壊等により居住が困難な世帯に対して、世帯人数に応じて家賃補助を行います。家賃補助は、被災地の状況により最大5年程度としています。公営住宅については入居要件を緩和します。
- 家屋の損壊等により居住が困難な世帯に対して、世帯人数に応じた仮設住宅の提供を行います。
- 仮設住宅は買い取りを可能とし、恒久住宅（災害公営住宅）として提供できるようにしています。

家屋の損壊等により居住が困難な世帯に対して、世帯人数に応じて家賃補助を行う。家賃補助は、被災地の状況により最大5年程度とする。公営住宅については入居要件を緩和する。

家屋の損壊等により居住が困難な世帯に対して、世帯人数に応じた仮設住宅の提供を行う。

仮設住宅は買い取りを可能とし、恒久住宅（災害公営住宅）として提供してもかまわないこととする。

借上げ型による住居提供を廃止し家賃補助方式にする。
公営住宅・仮設住宅の入居要件緩和、仮設住宅の恒久化を容認。

住宅の再建・購入

600万円の支給

- 住宅の再建・購入に対しては、最大600万円を支給します。
- 全壊世帯、半壊（解体）世帯を対象とします。
- 仮設住宅の買い取りに用いることもできるようにしています。

600万円という支援額の根拠については、住宅の再建に要する費用を1800万円とし、支援金で600万円、強制付帯保険により600万円、自己調達（民間保険を含む）により600万円というスキームに基づいています。

住宅の再建・購入に対しては、最大600万円を支給する。

全壊世帯、半壊（解体）世帯を対象とする。

仮設住宅の買い取りに用いてもかまわない。

宿泊補助制度や家賃補助制度との併用も可能とする。

全体スキーム

- 支援金600万円＋強制付帯保険600万円＋自己調達600万円＝1800万円というスキーム

以下に掲げる支援メニューは、これまでは支援内容が不十分であったり、注目されてこなかったりしたものであり、支援内容の充実・明確化を目指しました。

これらの支援メニューは、被災者の自律を回復するために不可欠なものであると考えています。

生活支援金——避難生活における収入の保障

- 世帯における収入の減少により、収入が政令で定める基準額を下回った場合、生活支援金を支給します。

生活支援金

- 世帯における収入の減少により、収入が政令で定める基準額を下回った場合、生活支援金を支給する。
- 災害時の収入保障制度として、詳細な制度設計は今後行う。

土砂・がれきの撤去——円滑な復旧・住宅再建

- 住居の復旧ないしは修理や建て直しに伴う土砂・がれきの撤去については、公費で行われることとしました。

土砂・がれきの撤去

- 住居の復旧ないしは修理・建て直しに伴う土砂・がれきの撤去については、公費で行われることとする。

その他の支援メニュー

その他の支援メニューとしては、「就業支援プログラム・生業支援プログラム、コミュニティ再生支援プログラム」「教育サービスの保障」「債務整理」「融資・ローン」などを掲げています。

就業支援プログラム・生業支援プログラム、コミュニティ再生支援プログラム

- 就業支援プログラムおよび生業支援プログラムを創設する。
- コミュニティ再生支援プログラムを創設する。

教育サービスの保障

- 学業が継続できるように、学用品の支給、学費の減免、奨学金による助成を行う。

債務整理

- 一般世帯向けおよび事業者向けの制度を明記する。
- 債務整理に向けての債権買い取り機構、裁判外ADRを設ける。

融資・ローン

- 被災者を対象に、保証人を必要としない融資制度を設ける。
- 無利子あるいは低利子の住宅ローンを設ける。

東日本大震災における震災関連死に関する報告(概要)

趣旨等

震災関連死の死者数は、1,632人(平成24年3月31日現在)。

「助かった、助けられた命」の中で、お亡くなりになっている方がいることを真剣に受け止め、将来の災害に向けた対応策等を検討する必要があると考えた。

分析結果(1,263人)

- (1) 死亡時年齢別では、80歳台が約4割。70歳以上で約9割。
- (2) 死亡時期別では、発災から1か月以内で約5割、3か月以内で約8割。
- (3) 原因区分別(複数選択)では、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割。
- (4) 自殺者は、13人。

東日本大震災に係る今後の対応

生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する。また、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケアにも引き続き取り組んでいく。

今後の地震・津波等の災害に係る対応

ア 初動対応の基本的な考え方

- ① 平素から関係機関間の計画具体化・連携強化、
- ② 「目利き」となる災害支援コーディネーター等リーダーの育成、を進めるべき。

イ 災害時要援護者対策

避難支援ガイドラインの見直しを行うべき。

ウ 安全で確実な避難

地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者、ボランティア等の多様な主体による支援体制を整備すべき。

エ 広域避難

災害時要援護者対策も含め、各行政主体が具体的に避難先の想定、受入れ方法の検討、手順のマニュアル化等を実施すべき。

オ 避難所等における生活

食料の確保、寒暖対策、保健医療対策等避難生活において配慮すべき事項について法的な位置付けを図るべき。

カ 救命・医療活動

より有効な災害時医療活動が展開できるよう、医療機関の間で連携方をあらかじめ構築すべき。

キ 被災者の心のケアを含めた健康の確保

被災前からの地域の人間関係の維持、避難先でのコミュニティ形成の支援等に配慮すべき。

ク 緊急物資の提供

生活必需品や燃料についても、計画的に備蓄を推進すべき。

ケ 被災地への物資の円滑な供給、ライフライン等の迅速な復旧

- ① 物資の確保等に際しては、高齢者、食事制限のある方等のニーズの違いに配慮すべき。
- ② ライフラインの迅速な復旧が必要。

コ 原子力発電所の事故に係る住民避難の在り方等

- ① 放射線リスクの正確な知識の普及・啓発、緊急時の迅速かつ十分な情報提供が不可欠。
- ② 社会的弱者の避難について格別の対策を講じるべき。

出典：復興庁作成資料

令和4年4月21日(木)衆議院 災害対策特別委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)